第5次としま男女共同参画推進プラン（素案）の委員からの意見に対する対応につい

資料1-2
令和3年9月10日
第3回男女共同参画推進会議・
女性活躍推進協議会

（1）第５次としま男女共同参画推進プランの素案について（資料2-1）

No	ご意見	対応
1	施策の方向１「ＤＶの根絶と支援体制の充実」について、14ページにグラフがあり、男性も被害者となっている人が多いことがわかる。そのため、男性被害者に対する支援に力を入れても良いのではないか。	警察が扱った配偶者からの暴力事案認知件数は増加の一途であり、検挙した暴行、傷害、殺人等の暴力事案のうち、被害者の9割は女性という状況である。男性被害者への支援も必要であるが、現段階では、女性被害者への支援の充実が必要と考える。 なお、SDGsを踏まえ「すべての人々の人権を実現する」という書き出しに修正する。
2	ジェンダーは社会的に作られた性差であり、14ページの調査ではＤＶの被害を受けた男性も７％いる。一般論から言うと、男性は被害を受けていても言えていない可能性がある。ただし、それは女性も同様である。男女共同という観点から言えば、男性の被害についても今後考えるべきことかと思う。	
3	13ページのＤＶについて、全体構造としては、施策の方向の考え方の最初に「女性に対する暴力」が入っている。先ほど指摘があったように、はじめから男性を除いていると受け止められないような構造にしていただいた方が良いと思う。女性以外の人が、最初から他人ごととして捉えたり、逆に女性が特別扱いを負担に感じてしまうのではないか。企業実務においても「女性の」「女性が」といった書き出しは控える傾向にある。社会的に認識されている被害者が圧倒的に女性であっても、少数者を無いものとしてしまうことは、その少数当事者の困難度をさらに高めてしまう。入り口から、マイノリティの相談門戸を閉めてしまったように伝わらないよう、記載の工夫をお願いしたい。	
4	13ページで性暴力について触れられているが、現在、児童に対する性犯罪が問題になっている。そのため、性教育の中で性犯罪の防止についても記載すると良いと思う。 また、24ページの施策の方向の考え方について、区が民間企業と契約をする際に、企業の男女共同やワーク・ライフ・バランスの推進状況をポイント化し、推進企業が有利になる仕組みがあると、働く場における男女平等を推進する有効な手段になるのではないか。	児童に対する性教育は、目標3施策の方向１「学習・啓発による男女共同参画意識の向上」の施策20「子どもに対する男女平等教育・学習の推進」の中で、幼児も含めた男女平等教育の一環として位置付ける。事業52「男女平等教育を重点的に取り組む教育の推進」に保育課と子ども若者課を記載し、性教育事業を追加する。 既に、男女平等推進センターでワーク・ライフ・バランス推進認定企業制度を実施しており、事業39「ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施」に男女平等推進センターの記載ずみ。
5	８ページに豊島区男女共同参画推進条例の基本理念が挙げられており、６番に「外国人に対する基本理念の実現」とある。これについて、今回の計画の中ではほとんど触れられていないのではないかと思う。また、この条例は2019年に改正されたということであるが、同じ時期に豊島区多文化共生推進基本方針が策定されており、その方針では、「外国人」という言葉は使わないということになった。外国籍区民、外国にルーツをもつ日本籍区民、外国籍住民など様々なカテゴリーを作り、極力、「外国人」というのは避けるべきであるとの結論を出した。そのため、表現や言葉を方針等と照らし合わせる必要があるのではないかと思う。	8ページの基本理念は多文化共生推進基本方針に基づき「外国籍等区民」にも変更する。また、目標１施策の方向３の施策30「働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援」に広報課と区民相談課を記載し、ホームページ「外国人のためのインフォメーション」と「外国人相談事業」を追加する。
6	多様性について、外国籍の方に対する記述が少ないということは同感である。いくつかの困難が重なり、さらなる困難となることも非常に良く分かる。このあたりを検討いただければと思う。	
7	施策の方向１に「ＤＶの根絶」とあるが、ＤＶの加害者をゼロにするようにしなければ根絶は難しいと思う。そのあたりの取組をどのように考えているのかを伺いたい。また、森委員のご指摘のように、ＤＶは男性の被害者もいるのは事実であるが、全体では圧倒的に女性が多い。そのため、女性に対する暴力ということを示した方が良いと思う。	政治の場や家庭の中、社会通念・慣習など、社会の様々な場面で未だ男性の方が優遇されていると感じている人が多い状況にある（2020年区民意識調査）ことに加えて、固定的役割分担意識によって男性は女性に対し力と支配（DV)をもちやすい・加害者になりやすい社会の仕組み等があり、加害者の根絶には、こうした社会の仕組みや意識を変えていくことが求められる。区としては、デートＤＶ予防教室の他、性別にもとづく差別解消にむけた啓発活動（目標１-施策の方向３）や政策・方針決定過程における女性の参画促進（目標２-施策の方向３）等に取り組む。

No	ご意見	区の考え方
8	40ページの「プランの積極的な推進」の施策の方向の考え方では、男女平等推進センターと区職員の２点が主な考え方となっている。ただし、今回の計画は５年間の計画となっており、事業者向けの内容で女性活躍については、主体は企業であり、ＤＶや性犯罪については、警察の介入も必要になる。その場合、主体は必ずしも男女平等推進センターや区職員だけでないので、企業の経営者に対して、しっかり取り組んでいただけるような推進体制をつくったり、警察と民間が連携する体制をつくっていくような施策の方向の考え方を盛り込む必要があるのではないかと思う。	＜プランの積極的な推進＞の＜施策の方向の考え方＞の項目において、「区民や事業者、NPO等とともに豊島区の男女共同参画を推進するよう、取組みを進めます。」を追加する。
9	1．条例の理念を踏襲してほしい ①　「性と生殖に関する健康と権利の尊重」➡言葉が「性と生に関する健康支援」になっている。 ②　「幼児教育、学校教育及び生涯学習の取組み」➡「幼児教育」の文言も施策も無い。	①条例の理念を踏まえ、具体的な施策を記載しており、男女が互いの身体的性差を認識し、互いの人権を尊重して生きていくうえで、「心身の健康」は非常に重要である。「性と生に関する健康支援」の文言の変更はしない。は記載のとおりとする。 ②男女共同参画社会の実現には、幼児からの教育が重要である。目標3施策の方向１「学習・啓発による男女共同参画意識の向上」の施策20「子どもに対する男女平等教育・学習の推進」の中で、幼児も含めた男女平等教育の一環として位置付ける。

（２）第５次としま男女共同参画推進プランの素案について（資料2-2）

No	ご意見	区の考え方
1	施策の方向の考え方が増えると、指標についても増やしていかなければならなくなると思う。例えば、先ほど申し上げた性教育についても、その進捗状況を指標として付け加えていくと良いと思う。このように、新しく指標を増やしていくことはどうか。また、目標３の施策の方向「地域活動における男女共同参画の推進」では、町会長だけでなく、ＰＴＡ会長に占める女性の割合も付け加えてはどうか。	指標については、基本的に施策の方向ごとに、活動指標と成果指標の2つの設定を考えている。指標だけでプランの進捗を図るわけではなく、今後毎年実施する重点事業の所管課に対する実施状況調査や5年ごとの区民意識調査で、施策の進捗や男女共同参画の実現度を確認していく。
2	施策の方向の「性と生に関する健康支援」で子宮頸がん検診と乳がん検診の受診率を指標としているが、いずれも割合が落ちている。単に指標として出していくということであれば、同じ結果となるのではないかと思う。もっと違うものを指標としてはどうか。	令和2年度の受診率については、コロナ渦のため下がっている。検診勧奨は実施しており、また、国の指標でもあり、比較が可能なことから継続する。
3	指標の取り方について、去年と今年の新型コロナウイルス感染症の影響で色々な数字が変わってきており、なかなか数字の比較が難しくなっている。そのことをどのように表現するか。 （補足：国の男女共同参画に関する統計を見ていても、2011年に関しては、東北４県を除いた数字を取って比較していたり、大きな出来事があった後は前年比が、指標として正確な意味を持たないこともある。）	「令和2年度指標については、新型コロナウィルス感染症による影響を受けた可能性があります。」という文言を第2章の1ページに記載する。
4	２ページの１番最初にある「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合という指標は、行政から区民の意識を変えるということを意味しているのだと思うが、区がすることで、果たして区民の一人ひとりの意識がそこまで変わるのかということは疑問であり、非常に漠然としていると思う。具体的に区ができることを考えていった方が良いのではないか。	区の施策をはじめとする、性別役割分担意識の解消を目的として行う事業や活動が男女共同参画意識の変化に直接結びつくものではないが、区民の意識がどのように変化しているのかを確認する指標であるため、継続する。
5	施策①DVの根絶と支援体制の充実に「デートDV」講座の取組み学校の数をデータとして入れるのはどうか。	現在、区立中学校へのデートDV予防教室の開催は定着している。高校や大学等へは開催を働きかけることにより、少しずつ開催校が増えてきているが、学校の年間授業予定の関係もあることから、区の指標とせず、毎年の実施状況調査で確認していく。

（２）第５次としま男女共同参画推進プランの素案について（資料2-3）

No	ご意見	区の考え方
1	それぞれの事業に所管課があり、単独のものがある一方で、複数の課が取り組むものもある。事業番号９番「被害者の安全確保のための庁内連携」は、非常に多くの課が関わることになっている。企業の場合では、主管課というものがあり、旗振り役となって最終的な調整を行うところがある。例えば、「被害者の安全確保のための庁内連携」について、被害者の情報が加害者に漏れてしまうなど、連携がうまくいっていない事例を時々見聞きすることがある。主管課というものがあるのか、また、あるのであれば、どのようにしているのかを伺いたい。	事業番号９の事業については、各所管課で、それぞれのケースに応じて手続きをしており、主となる課はない。複数の課での手続きが必要な場合には、被害者の同意のもと連携するように努めている。
2	３ページの施策の方向「性と生に関する健康支援」において、妊娠に関連する事業が事業番号16番「妊産婦への支援の充実」だけとなっており、妊娠に関する事業が少ない印象である。若年層の予期せぬ妊娠など、困難を抱えている人に対する支援がメニューとしてないのかと思った。あるのであれば、素案に課題として盛り込むなど、工夫が必要ではないかと感じた。	若年女性の望まぬ妊娠を含む、困難を抱える女性の妊娠に関する支援については、目標1の施策の方向３「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」施策⑩「働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援」の子育て支援課の取組みに含む。また、事業の内容を「様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。」に修正する。
3	２ページの事業番号11番「配偶者暴力相談支援センターの機能強化」について、事業内容に「配偶者からの暴力を防止する」とあるが、それは具体的にどのようにするのか。	「配偶者からの暴力を防止する」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、配暴法）により、配偶者暴力支援センター（以下、配暴センター）の設置目的を引用している。配暴法では、配暴センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次の業務を行うものとする」として、具体的には、相談業務、心身の回復に関する指導、一時保護、自立支援、保護命令や保護施設の情報提供、民間団体との連携等を掲げている。
4	施策⑦「生涯を通じた健康づくりの推進」について、事業20と事業23はこの施策の中に必要なのか疑問である。予期せぬ妊娠等が多くなっている中で、もう少し異なる切り口があればと思う。	若年女性の望まぬ妊娠を含む、困難を抱える女性の妊娠に関する支援については、目標1の施策の方向３「多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備」施策⑩「働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援」の子育て支援課の取組みに含まれている。
5	「男性」への男女共同参画を前面に出してほしい。施策㉒「地域生活・地域活動における男女共同参画の推進」に組み込んでほしい。	施策22の事業60「自治組織・地域活動団体への支援」の中に、「一般的に少ないと言われている男性の地域参加を推進」が記載済みであり、男女平等推進センターや区民活動推進課で事業を実施する。

その他

No	ご意見	区の考え方
1	コロナウイルス感染拡大は社会情勢を大きく変えた。私は民間企業の人事部門に長くおり、人事政策などにも携わってきたが、現在はコロナ禍で働き方が変わってきている。この計画は５年間ということで、環境が変わってきていることが、どれくらいここに反映されているのかと思っている。次期プランではこの変化を反映できることが望ましい。	コロナウイルス感染拡大の影響を受け、DVの増加や働き方の変容など、影響を受けた項目について、＜現状と課題＞で言及する。また指標の現状値については、コロナウイルス感染拡大の影響を受けている可能性がある旨を記載する。 一方、コロナウイルス感染拡大が指標の数値にどの程度影響を与えているかや、その因果関係を現段階で正確に掌握することが困難である。そのため、目標値の設定にコロナウイルス感染拡大の事象を勘案することは難しい。次期プランで数値について検証し、今後のプランで検討する。